

## 職場紹介

# 独立行政法人土木研究所

技術推進本部 中村伸也

### 1. 土木研究所のビジョン

土木研究所は、大正10年5月に内務省に設置された「道路材料試験所」に緒を発し、以来、国の機関として80年の永きにわたり、土木技術に係る研究開発並びに災害時の対応も含む指導及び成果の普及により、良質な社会資本の整備に無くてはならない役割を果してきた。

平成13年4月1日の独立行政法人移行後もこのポテンシャルを引継ぎ、社会資本整備に関する多様な研究開発ニーズの基、土木研究所ならではの研究施設、現地データ等研究環境を最大限活用し、自らの研究の質を一層高める。さらに、土木技術の中核的な研究開発機関として、社会資本の整備主体である国や自治体、土木技術に関連する大学・学会、民間及び海外におけるそれぞれの技術特性を有機的に結合させて新たな価値を産み出し、ニーズに応えた適用性の高い技術を効果的に供給する。

### 2. 土木研究所の新組織

土木研究所の組織の概要を図-2に示す。管理・企画部門においては、係を廃止して組織をフラット化し、機動性を高めた。また、研究部門においては従来の部室制を廃し、より柔軟な組織として研究対象領域毎のグループ制を導入した。また、技術開発の連携や普及の推進を図るために新たな組織として技術推進本部を設置した。

#### (1) 研究グループ制の導入

研究グループは図-2に示す7領域とし、その中に各研究分野を担当する20名の上席・主席研究员を配置し、これをリーダーとする研究チームを構成した。なお、図-3に示すように、各研究チームは、実施する研究開発課題やニーズの変化に応じてグループ内で機動的にその構成を変化させることとした。

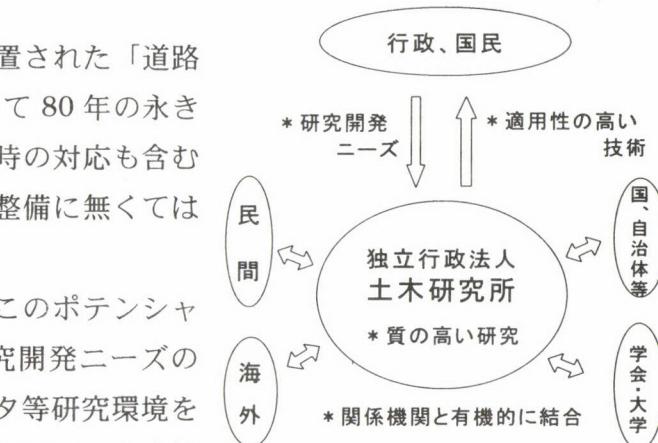


図-1 土木研究所のビジョン

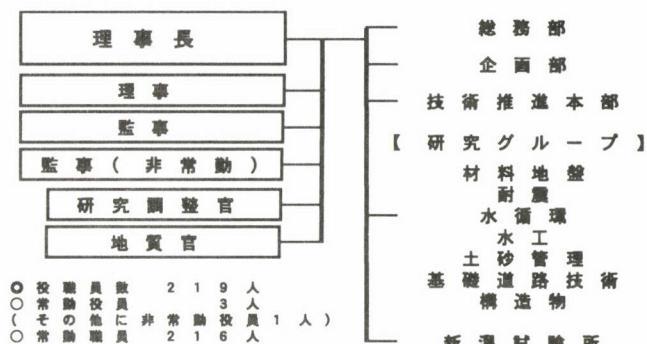


図-2 独立行政法人土木研究所の組織

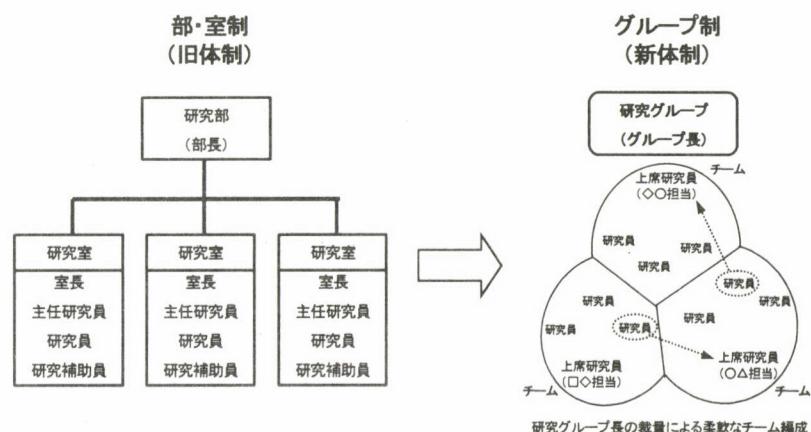


図-3 研究グループ制

## (2)技術推進本部の設置

技術推進本部は、①外部研究機関との共同研究開発等による連携、②新技術をはじめとする研究成果の普及促進、③特許等知的財産権の取得・活用に関して各研究グループを支援している（図-4）。

### ①外部研究機関との連携

土木研究所は、現象やメカニズムの解明等の基礎研究は当然のこと、実際の社会資本整備に直ちに適用可能な技術開発を行うという応用研究についても実施していくことが望まれている。この

ためには、直接社会資本整備事業に係わっているゼネコン、建設コンサルタントのみならず、化学や生物等の異分野も含めた広範な民間機関との連携強化が重要であり、独立行政法人という制度の特色を活用して、民間との連携をより強化していく必要がある。

土木研究所においては、従来から共同研究や交流研究員制度等により民間機関と連携を行ってきたが、より緊密な連携を図るために、技術推進本部を中心として、民間から研究課題の提案を受け実施すること（民提案型共同研究）により民間の技術力をより一層引き出す新しい共同研究制度を創設した。また、交流研究員制度についても、従来の民間への技術指導を目的としたものだけでなく、対等な立場で双方の質の向上を目指した制度とした。

### ②研究成果の普及促進

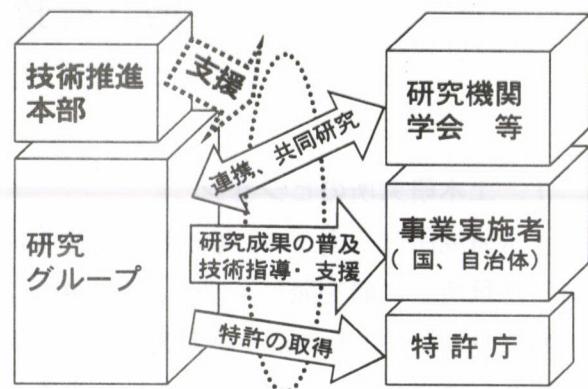
技術推進本部においては、土木研究所が所有している新技術に関する情報をインターネットで公表し、その活用を図ることを目的に、土研新技術情報検索システム<sup>\*</sup>を整備した。また、研究開発成果は、国や地方公共団体等が行う社会資本整備事業で活用されるように、技術基準やマニュアル等に積極的に反映させる。さらに、国等社会資本整備主体からの技術相談を受け付ける相談窓口として土研コーディネーター制度を創設した。今後は、研究成果の普及・活用促進、広報活動等の実施を目的として研究コンソーシアム制度の創設及び活用を行う予定。

\* [http://www.tech.pwri.go.jp/new/new\\_tec\\_frame.htm](http://www.tech.pwri.go.jp/new/new_tec_frame.htm)

### ③知的財産権の取得・活用

技術推進本部は、知的財産権の出願や獲得等の手続きに関して各研究グループを支援するとともに、実施許諾等知的財産権の利用・活用に関する業務を担当している。

さらに、技術推進本部においては、外部研究機関との連携体制の強化及び知的財産権の取得・適切な管理を目的として、共同研究規程、受託業務規程、委託業務規程、職務発明規程等を整備した。共同研究規程では、民提案型共同研究の創設のほか、従来は認めていなかった既存特許を利用した応用開発の実施を可能とともに、受託業務規程、委託業務規程では、研究開発のインセンティブを高めるために、知的財産権は原則として受託者側に帰属することを明記した。また、講演会等を通して研究開発における知的財産権の重要性に関する研究者への啓蒙等も行っている。



【 土木研究所 】

【 外部機関 】

図-4 技術推進本部の役割